

取 扱 基 準

名 称	女性緊急一時保護等事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	配偶者からの暴力の防止及び被害者の一時保護を図るための活動を行う民間の団体に対して、緊急一時保護施設（シェルター）及び緊急一時保護施設を退居し、自立するまで入居する施設（ステップハウス）の運営事業費を補助する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	配偶者からの暴力の被害者等がいつでも安心して、かけこみ利用できる環境を維持すること <目標が数値でない場合の評価方法> 利用者数や受入体制を総合的に評価する。
補助事業者	特定非営利活動法人 女のスペース・にいがた
補助対象経費の内 容	シェルター・ステップハウス運営事業に要する経費（住宅賃借料、光熱水費、修繕費等）
補助額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の1/2以内（上限55万円） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 8年 4月 1日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助事業であることを記載する。
	〔媒体〕 総会議案書、情報誌、チラシ等
担当部署	市民生活部 男女共同参画課 電 話 025-226-1061 e-mail danjo@city.niigata.lg.jp